



# OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.29 | 2024年11月 お客さま用資料

## Contents

P.2 : COP29 野心的なNDCと実効性ある気候変動対策

P.7 : 岡三SDGsフォーラム2024

第1回「日本発世界へ～世界から日本へ」開催レポ

第2回「地方創生SDGsを考える～新たな価値を生み出す力」告知

P.11 : SDGs/ESGニュース

岡三証券株式会社

# COP29

## 野心的なNDCと 実効性ある気候変動対策

写真：岡三証券

(図表1.1.1) アゼルバイジャン共和国 位置



### 摘要

2024年11月11日よりCOP29（国連気候変動枠組条約第29回締結国会議）が始まった。昨年のCOP28では、気候変動の損失と損害（ロス&ダメージ）基金の制度の大枠について決定が採択された他、「グローバル・ストックテイク（GST）」の実施があったが、先進国と途上国の意見の隔たりは大きく、妥協点の模索が続く。NDCの早期公表を行う国が現れるなど、GHG削減への強い意欲が示される一方で、気候資金の拠出者を増加させる必要性がさらに浮き彫りとなっている。多様な資金源の確保が、今後はより一層、気候対策を支える重要な要素となることが考えられるが、民間資金を拠出するためには相応の仕組みづくりが欠かせない。COP29を契機に、気候資金の拡充と気候行動の強化に向けた国際的な協力が一層進むことが期待されるのと同時に、サステナブルファイナンスの方向性を示す重要な機会ともなることを願っている。

## 1. はじめに

2024年11月11日から11月22日まで、国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（以下、COP29）がアゼルバイジャン共和国の首都、バクーで開催されている。COP（Conference of the Parties）は、気候変動問題に対する国際的な協力を進めるために開かれる会議で、世界各国が集まって温室効果ガス（以下、GHG）の削減や気候変動への適応について協議を行い、過去開催では京都議定書（COP3）、パリ協定（COP21）が採択され、世界各国の気候変動対策の指針となっている。

29回目の開催となる今回のCOP29が「ファイナンスのCOP」と呼ばれるのは、2025年以降の気候資金目標設定が主な議題の一つになることによる。開発途上国の緩和（GHG排出量の削減）と適応（気候変動影響への対処・軽減）を支援するためのファイナンスである「気候資金」や「気候資金の新規合同数値目標（New Collective Quantified Goal, 以下、NCQG）」などが最重要課題として議論される予定だ。「気候資金」の新たな目標、NCQGについては、その拠出者に「民間資金」や経済的に余裕のある開発途上国を含むか否か、そして数値目標に関する合意の可否が焦点となろう。本稿では、COP29で議論される事項とサステナブルファイナンスを取り巻く環境変化を紹介したい。

## 2. 前回のCOP28

昨年、アラブ首長国連邦（UAE）・ドバイで開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（以下、COP28）は、気候変動対策における重要な節目となった。パリ協定の締結国が目指す1.5°C目標達成に向けた取組を再評価することを目的としたGHG削減の進捗を確認する「グローバル・ストックテイク（以下、GST）」が初めて実施された。その結果、各国が掲げる現状の削減目標（以下、NDC）だけでは、1.5°C目標どころか2°C未満の達成も難しいことが明らかになり、削減目標の引き上げや具体的な実施手段の強化が急務であることが確認された。

COP27において設置が決定されていた、損失と損害（ロス&ダメージ）に対応するための新たな資金措置についても注目を集めた事例の一つであろう。気候変動の悪影響に対して脆弱性が高い国々を支援することを目的とし、COP28において世界銀行が運用機関として指定され、具体的な制度設計が進められることとなった。

（図表1.2.1）COP28 会場 ドバイ

一方で、先進国と途上国間の資金拠出に関する調整は難航している。2025年以降の「新規合同数値目標（NCQG）」は、COP29での決定を目指し、今後のプロセスとサブスタンスについての議論を行なった。詳細は、岡三SDGsレポートVol.19を確認されたい。



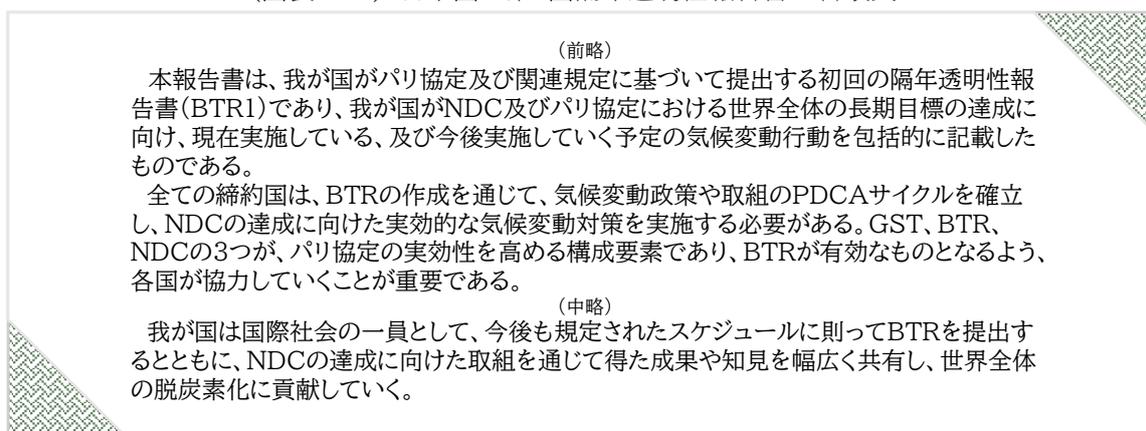
写真：岡三証券

### 3. 透明性向上と野心的なNDC

IPCC第6次評価報告書（気候変動に関する政府間パネル、2023年3月公表）でも同様に、世界のGHG排出量は依然として増加しており、各国の現状の削減目標を実現したとしても、1.5°C目標を達成することはおろか、2°C以下に抑えることすら困難な状況であるとしている。前述の通り、各国の削減対策は予定通りに進んでいないことが確認されたCOP28の決定文書では、今世紀末における気温の上昇を1.5度に抑えるためには、2025年までにGHG排出量ピークアウト、2030年までに43%、2035年までに60%の排出削減する必要があるとし、対応を求めている。

パリ協定第13条において設立された各国対策の事後報告等の仕組みは、COP21で先進国・途上国の区分をなくした“単一の共通”規定、「強化された透明性枠組み（Enhanced Transparency Framework, 以下、ETF）」として合意された。この枠組みの下、全ての締結国は2年ごとに進捗状況をまとめた「隔年透明性報告書（BTR）」を提出することとなっており、初回の提出期限は2024年12月末である。日本はすでに2024年10月、“パリ協定に基づく日本国の第1回隔年透明性報告書”を提出済み。

（図表1.3.1）日本国の第1回隔年透明性報告書 冒頭文

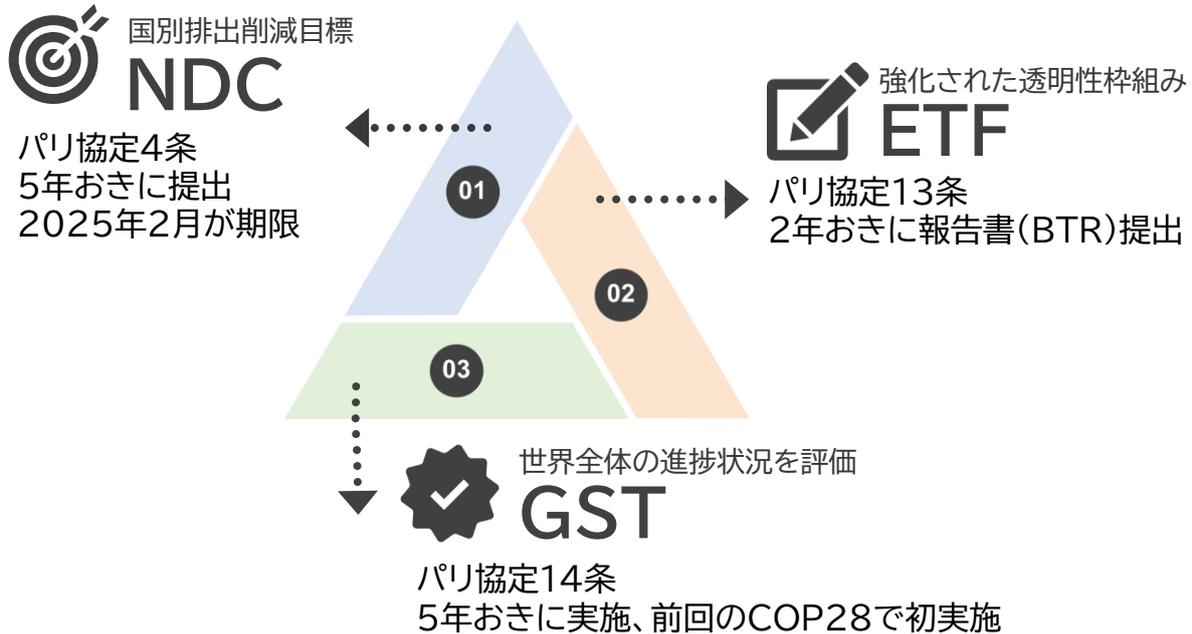


出所：環境省 第1回隔年透明性報告書 2024年提出 (<https://www.env.go.jp/content/000262295.pdf>)

また、NDCも提出期限が迫っている。締結国は2025年2月までに、GSTの結果を踏まえた次期NDCを国連に提出する必要がある。その中、英国は先進国に先駆け、2035年までにGHG排出量を1990年比で81%削減するNDCを発表した（2021年時点では1990年比78%減）。率先して高い目標を掲げることで、全ての締結国に対し野心的な削減目標の設定を促す狙いがある。

しかし、野心的なNDCの設定と実施には、先進国と途上国の間で大きな格差が存在する。特に途上国においては、技術伝達やノウハウなどの能力構築支援に加え、資金支援が不可欠である。COP29に合わせて公表された、気候金融における独立ハイレベル専門家グループ（IHLEG, 2024年11月）の報告書によると、中国を除く途上国において、気候変動対策のために必要な投資額は2030年までに年間2.3～2.5兆ドル、2035年までに年間約3.1～3.5兆ドルに達すると推計されている。このような巨額の資金需要に対し、いかに効果的な支援メカニズムを構築できるかが、今後の重要な課題となってくるだろう。

(図表1.3.2) パリ協定の仕組み



作成：岡三証券

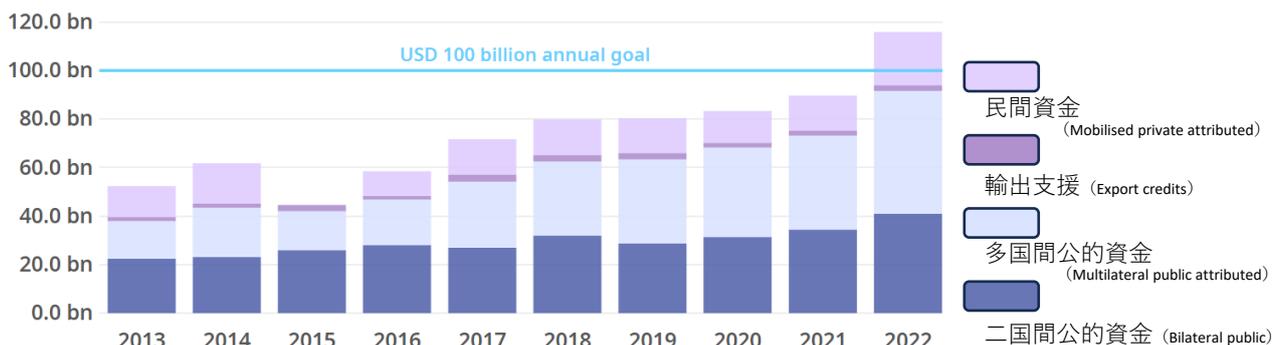
#### 4. 気候基金の目標設定

気候変動対策資金は全体として増加傾向にあるが、未だ十分ではない。2024年10月10日から11日に渡って開催されたプレCOP29では、気候変動対策に必要な資金需要は「数兆ドル」規模に達する一方で、現実的な目標は「数千億ドル」程度との見解が示された（首席交渉官発言）。

2022年に先進国が共同で動員した気候資金は1,159億米ドルに達し、目標であった年間1,000億米ドルという目標水準を上回った。しかし、これは当初の目標期限から2年遅れての達成であり、COP29での議論においては、より迅速かつ効果的な資金動員の仕組みが求められるだろう。

また、気候変動による影響が日々悪化していく中、野心的なNDCの実施・実現に向けては、拠出金の増加はもちろんのこと、拠出を行う団体自体を増加させる必要性もあるだろう。気候資金の負担分担については、一部の先進国から、経済力を持つ開発途上国に対しても“拠出”を求める声が上がっている。民間資金の動員促進も含め、資金源の多様化が今後の気候変動対策における課題と考える。

(図表1.4.1) 途上国に提供および動員された気候資金（億米ドル）

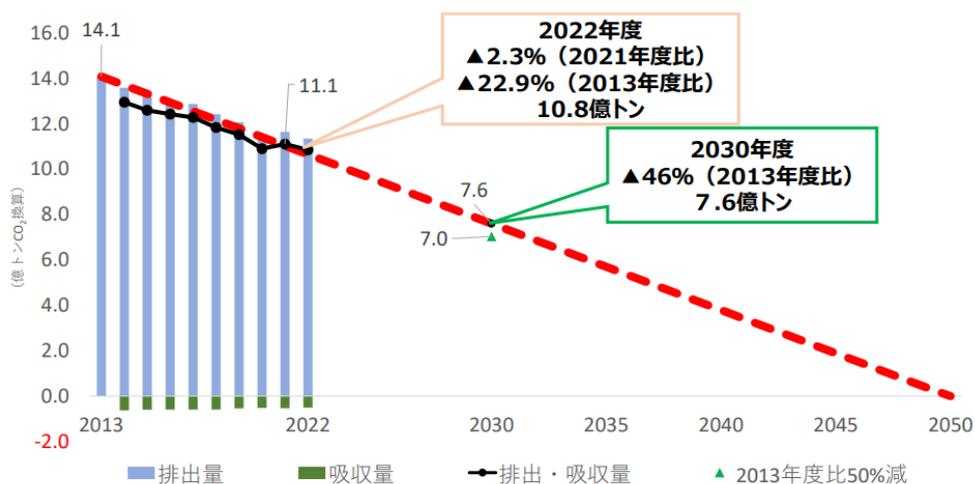


出所：OECD (2024), Climate Finance Provided and Mobilised by Developed Countries in 2013-2022、仮訳：岡三証券

## 5. まとめ

世界気象機関（WMO）がCOP29 の開催に合わせて公表した資料（State of the Climate 2024 Update for COP29）によると、世界は前例のない温暖化を経験しており、2024年は観測史上最も暑い年になる見込みとした。気候変動による悪影響とそれに関連した損失と損害が悪化の一途を辿る中、現実的に実現可能な施策が求められている。

（図表1.5.1）日本国内のGHG排出削減状況

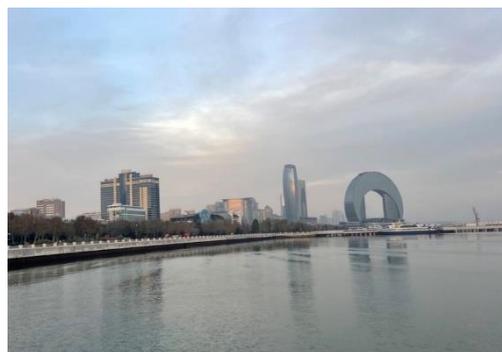


出所：環境省 2022年度温室効果ガス排出量（確報値）について ([https://www.env.go.jp/press/press\\_03046.html](https://www.env.go.jp/press/press_03046.html))

世界のGHG排出量は今年過去最高を記録する見通しの中、日本における気候変動対策は着実に進展している。環境省の公表したデータによると、2022年度の温室効果ガス排出・吸収量は約10億8,500万トン（CO<sub>2</sub>換算）となり、2013年度比22.9%減少（約3億2,210万トン削減）と過去最低を記録し、2050年ネットゼロに向けて順調な減少傾向を示している。この流れを保つべく、政府は「GX推進法」等に基づき、脱炭素やエネルギー安定供給、経済成長の同時実現に向けた政策の推進に取り組んでいる。加えて、次期NDCの裏付けとなる地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の改定やGX2040ビジョンの策定に向けた議論も進められている。

気候変動対策を進める上で、多様な資金源の確保は不可欠な要素となっている。公的セクターの取り組みに加え、民間資金を効果的に活用するための仕組みづくりにも取り組む必要がある。施策の実施状況に関する適切な開示により、信頼性の向上に繋がれば、気候資金の拠出が単なる慈善ではなく、新たな価値創造のための社会的課題の解決に資するものとしての認識が高まり、民間資金を誘引することも期待できる。COP29を通じて、効果的なメカニズムの構築や推進体制の整備が促進されることが望まれる。

（図表1.5.2）COP29 の開催地 バクー



写真：岡三証券

## 第1回「日本発世界へ～世界から日本へ」開催レポート



OKASAN SDGs FORUM 2024

# 岡三SDGsフォーラム2024

11月6日、岡三SDGsフォーラム2024 第1回が開催されました。来年2月まで、毎月1回、全4回の開催を予定しているフォーラムでは、各方面から登壇者を招き、SDGsの取組や、課題解決に対するお考えをうかがいます。

第1回では、独立行政法人国際協力機構(JICA)と地方公共団体金融機構(JFM)をお招きしました。地方自治体に寄り添うJFMと、途上国を支えるJICA、一見、接点がなさそうな2機関ですが、資金調達担当者が顔を合わせた今フォーラムにおいては、サステナブルファイナンスを通じた深いつながりが意識されると同時に、日本の大きな力を実感するお話しをうかがうことができました。

本フォーラムのもようは、弊社フォーラム特設サイトへアクセスいただき、アーカイブ動画にてご視聴いただけます。ぜひご利用ください。同サイトにて、資料の取得も可能です。



地方公共団体金融機構

資金部  
資金課長 石切山 真孝 氏

### 「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」

**地**方公共団体金融機構(JFM)は、全地方公共団体の出資により「地方公共団体金融機構法」に基づいて設立された地方共同法人であり、地方公共団体に長期かつ低利の資金を融通する地方共同の資金調達機関です。地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、融資を行うとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営への寄与を目指します。



独立行政法人 国際協力機構

財務部財務第一課  
主任調査役 小池 貴大 氏

### 「信頼で世界をつなぐ」

**独**立行政法人 国際協力機構(JICA/ジャイカ)は、日本の政府開発援助(ODA)の中核を担う実施機関です。世界有数の包括的な開発援助機関として、世界のさまざまな地域で開発途上国に対する協力を行っています。開発途上国が抱えるさまざまな課題解決に向け、「技術協力」、「有償資金協力」、「無償資金協力」という3つの援助手法を一元的に手がけることで、より速く、より効率的に効果の高い援助を実施します。



# 第1回「日本発世界へ～世界から日本へ」開催レポート

## 3. ESGラベルに加え、テーマを掲げるテーマ債発行意義

JICAでは、サステナビリティボンドというESGラベルに加え、さらに資金使途を限定する「テーマ債」を毎年1回のペースで発行しています。関東大震災から100年目の節目となる昨年は、「防災・復興ボンド」、今年は「ジェンダーボンド」、「ジェンダー」をテーマとするのは、2021年に続き2回目です。

JICAは、テーマを設けることで、機運の醸成を狙うとともに、開発途上地域の重要なアジェンダの対外発信、協働パートナーの開拓も企図しています。

今年度は、「ジェンダー」をテーマとし、11月の起債を予定、資金使途はジェンダー関連事業に限定されます。具体的には、女児の就学促進のための学校・カリキュラム整備(学校の衛生設備の整備、女子就学のための活動計画策定・実施)、日本の鉄道技術による女性に配慮した地下鉄事業(防犯カメラ、女性専用車両の導入、女性乗務員の雇用機会促進など)、金融サービスへのアクセスが限られる女性起業家向けの融資ファンドなどが、その対象となります。今回、2021年度に続き2回目のジェンダーボンド起債となりますが、国内ではジェンダー関連の金融商品はあまりなく、共感いただければ幸いです。(小池氏)

### 3-5. テーマ債

● 経営上の重点取組みに関する広報を目的として、ソーシャルボンド(2016年度～)/サステナビリティボンド(2023年度～)の債券フレームワークの下、特定のテーマや地域に資金使途を限定する「テーマ債」の発行に取り組んでいます

2019年度 — 2020年度 — 2021年度 — 2022年度 — 2023年度 — 2024年度

### TICADボンド

2019年8月、横浜で行われた「第7回アジア開発会議」(TICAD7)の機会に、アジア及び中東に調達資金を充当する「TICADボンド」を発行



### 3-6. ジェンダーボンド(サステナビリティボンド) 起債概要

起債概要	資金充当代象の事業例
<p>銘柄 第8回国際協力機構債券 第8回国際協力機構債券</p> <p>発行年数 5年 10年</p> <p>発行額 総額 300～400億円程度</p> <p>条件決定日 2024年11月予定</p> <p>起債日 2024年11月28日(木) 予定</p> <p>主幹事 SMBC日興証券、三井証券、大和証券、東海東京証券、三菱UFJ証券グループ(証券主幹事以外は50億円)</p> <p>ESGスコア サステナビリティボンド</p>	<p>農業におけるジェンダー平等と女性エンパワメントに向けた取組み</p> <p>気候変動への対応を行うと共に女性の社会参加を促進</p> <p>教育におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進</p> <p>女性のためのファイナンス(2Xチャレンジ)</p>

ジェンダーボンド発行の背景

- 新型コロナウイルスの拡大及びその後のグローバル経済の混乱により、特に開発途上国では女性の所得機会や教育機会の減少・喪失、家庭内暴力の増加等の問題が深刻化している
- JICAは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を「人類の安全保障の視点」に基づき公正で持続可能な開発の実現に向けて取組むべき重要な課題と位置づけ、取組を進めています
- ジェンダー課題への取組をより一層強化するため、2度目となる「ジェンダーボンド」を発行いたします

資金使途

- 調達資金は、新規・実施中の有償資金協力事業のうち、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを目的とする事業、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに関連する内容を組み込んでいる事業に充てられます(既設入札後発注事業への取組も対象)

## 4. 地域連携・パートナーシップ強化の重要性と地域貢献

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、JICA、JFMはともに、地域連携・パートナーシップ強化の重要性を掲げ、地域社会・地域経済への貢献を目指しています。

SDGs達成目標年である2030年まで、残り5年となるなか、JICAは今後も、多様な取組を通じ、途上国における課題解決に最大効果の発揮を目指します。そのために必要とされるのは、日本が世界に誇る知見、ノウハウ、技術です。自治体、企業、そして地域金融機関の皆様との連携・パートナーシップを強化しながら、「信頼で世界をつなぐ」JICAの取組を着実に進めていきたいと考えています。(小池氏)

SDGsの取組では、各自治体が様々な事業に日々努力されています。JFMは資金調達とその融資によって、個別の事業を支えるとともに、持続可能な住民生活、自治体経営にも確りと関わっていくという思いを新たにしました。引き続き、国内外の投資家の皆様からのご理解をいただきながら、「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」JFMの役割を果たしていきたいと思います。(石切山氏)

# 第1回「日本発世界へ～世界から日本へ」アーカイブ動画公開中

アーカイブ動画へのアクセス  
登壇資料のダウンロードはこちら

🔍 [https://www.okasan.co.jp/site/web/sdgs\\_forum/](https://www.okasan.co.jp/site/web/sdgs_forum/)



# 第2回は 12月6日(金) オンライン配信 16時～17時 「地方創生SDGsを考える～新たな価値を生み出す力」

皆様のご参加をお待ちしております。ご不明な点は、岡三SDGsフォーラム事務局へお問い合わせ下さい。



OKASAN SDGs FORUM 2024

# 岡三SDGsフォーラム2024

第2回

## 地方創生SDGsを考える ～新たな価値を生み出す力

第2回では、自治体より「京都市」「川崎市」と、共同発行地方債を取りまとめる「総務省」をお招きします。ESGファイナンスの活用、カーボンニュートラルの推進など、SDGsを原動力として自治体の価値を生み出していく取組は、今後、ますます活発化していくことが期待されています。さらなる展開について、様々な角度から探ってまいります。



総務省

自治財政局地方債課  
課長補佐

青島 一路氏



京都市

CITY OF KYOTO

行財政局財政室  
調査係長

佐野 靖昌氏



KAWASAKI CITY

川崎市

財政局財政部資金課  
資金課長

後藤 康弘氏

開催  
日時

12月6日 金 16:00～17:00

オンライン開催 アーカイブ配信あり

特設サイト(お申込み)はこちら

[https://www.okasan.co.jp/site/web/sdgs\\_forum/](https://www.okasan.co.jp/site/web/sdgs_forum/)

※第1回にお申込みいただいている場合  
再登録は不要です



岡三証券 SDGsフォーラム

検索

## SDGs/ESG ニュース

### ■ グリーンファイナンス関連ガイドラインを改定 国際基準との整合性強化と国内実務への対応

11月8日、環境省はグリーンファイナンスに関する各種ガイドラインの改定を実施したことを発表した。今回の改定は、国際原則との整合性確保と国内市場の実態に即した運用の両立を目指すものである。改定の主なポイントは、ガイドライン構成の見直し、最新の国際基準の反映、国内市場の実態を考慮した解説の追加の3点である。特に、グリーンファイナンス市場の成熟化を踏まえ、国際原則の和訳部分と国内向けの解説部分を明確に区分し、今後の国際原則改訂への迅速な対応を可能とした。本改定に先立ち、環境省は2024年8月にパブリックコメントを実施するとともに、ICMA、LMAなど関係する海外機関からも意見を募った。

### ■ 気候関連開示の国際的な進展を報告 FSBメンバー法域の多くがISSB基準採用

11月12日、金融安定理事会（FSB）は気候関連開示の国際的な進展状況をまとめた2024年進捗報告書を公表した。同報告書は、FSBメンバー法域への調査と国際機関からの情報に基づき、気候関連財務情報開示の国際的な整合性と比較可能性の向上に向けた動員を評価している。FSBメンバー24法域のうち19法域が、気候関連開示に関する規制、ガイドライン、または戦略ロードマップを整備。17法域が国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）基準と気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に基づく開示要件を策定していると報告した。

### ■ IAASB、サステナビリティ保証の国際基準を公表

11月15日、国際監査・保証基準審議会（IAASB）はサステナビリティ情報の保証業務に関する包括的な基準となる「国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000」を公表した。同基準は、サステナビリティ情報に対する投資家や規制当局などの信頼性を高めることを目的としており、あらゆるサステナビリティ保証業務に適用可能な独立した基準として策定された。様々なフレームワークに基づいて作成されたサステナビリティ情報に適用でき、会計専門家以外の保証業務実務者も利用できる。証券監督者国際機構（IOSCO）は同基準を支持する声明を発表。

### ■ パリ協定6条の実施状況に関する初の報告書を公表へ

11月18日、パリ協定6条実施パートナーシップ（A6IP）センターは各国のパリ協定6条の実施状況や課題をまとめた「パリ協定6条実施状況報告書」を初めて発行することを発表した。同報告書は、国家間での削減吸収対策の協力について定めたパリ協定6条の実実施動向を把握するため、国や機関・企業を対象とした広範な調査に基づいている。報告書では、多くの国がパリ協定6条の実施に着手または準備段階に入っており、国家戦略の作成や政策枠組みの策定、体制整備の必要性を認識していることが明らかになった。また、具体的な削減吸収プロジェクトの実施促進の重要性についても認識が広がっている。A6IPセンターは2023年4月のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合を機に設立され、現在81カ国、180以上の機関・企業等が参加している。本報告書の概要は、アゼルバイジャンで開催中のCOP29ジャパンパビリオンで発表される予定である。

## &lt; ご注意事項 &gt;

○本資料に記載のセミナーでは、商品等の勧誘を行うことがあります。これらの商品等及び本資料に記載の商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（株式（株式・ETF・J-REITなど）の売買取引の場合は約定代金（単価×数量）に対し、最大1.265%（税込み）（手数料金額が2,750円を下回った場合は最大2,750円（税込み））の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.518%（税込み）の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭（仕切り）取引では、お客さまの購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%（税込み）の売買手数料となります。

2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します（外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません）。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

本資料は岡三証券が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですがその情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、資料中の記載内容、数値、図表等は、本資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

○お客さまの個人情報は、当社または関連会社、提携会社の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれらに関するサービスのご案内、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のための他、当社の利用目的の範囲で利用させていただきます。なお、当社における個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は、当社ホームページ（<https://www.okasan.co.jp>）をご覧ください。ただし、このようなご案内が不要の場合は当社までお申し出ください。以降、当社からのご案内をお送りしないよう対処させていただきます。

(2024年10月改訂)

商号等：岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本暗号資産取引業協会